

平成 30 年 12 月 5 日

総務委員会

総務部政策法務課

附属機関の設置及び運営に関する基本方針の見直しについて

「浜松市附属機関の設置及び運営に関する基本方針」の一部を見直し、附属機関における協議・調査審議の充実を図る。

1 内容

- 委員の任期の延長
（1 期の期間を「原則 2 年」から、「3 年を限度」に延長する）
- 委員の委嘱期間の延長
（「4 年又は連続して 2 任期（いずれか短い期間）」から、「6 年又は連続して 2 任期（いずれか短い期間）」に延長する）

2 理由

- 諮問に対する協議・調査審議の充実
多様な人材の活用を図りつつも、同一委員の在任期間の延長により、より充実した協議や調査審議が可能となる。
- 委員の推薦を依頼する団体の選任に係る負担の軽減
必要な専門性を持つ人材が少ない分野において、委員の推薦をいただく団体の選任に係る事務負担等が軽減される。
※全 70 附属機関のうち、41 機関（58.6%）において、現状の委嘱の任期での委員選任に課題があると回答（平成 30 年 7 月調査）